

附 則（平成11年7月1日東相制第99-6号及び西相制第6号）

（実施時期）

第1条 この任意約款は、平成11年7月1日から実施します。

（料金等の適用に関する経過措置）

第2条 この約款実施前に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）の「電気通信事業法第38条の3第2項に基づく非指定電気通信設備との接続に関する契約約款（平成9年営企第303号、以下「旧任意約款」といいます。）」の規定により生じた料金等及びその他の債務の支払い（旧約款第23条（接続料金の遡及適用）に係るものを含みます。）のうち、当社の非指定電気通信設備との接続に係るものについては、この約款実施の日において、当社がNTTから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、この約款の規定に準じて取扱います。

（この約款実施前に行った手続き等の効力等）

第3条 この約款実施前に、NTTに対し旧任意約款の規定により行った手続きその他の行為（期間の計算に係るものを含みます。）のうち、当社の非指定電気通信設備に係る部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTTが旧任意約款の規定により提供している非指定電気通信設備との接続のうち、当社の非指定電気通信設備に係る部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附 則（平成12年3月24日東相制第99-201号及び西相制第152号）

この改正規定は、平成12年3月24日から実施します。

附 則（平成12年3月31日東相制第99-138号及び西相制第113号）

この改正規定は、平成12年3月31日から実施します。

附 則（平成12年9月7日西相制第72号）

この改正規定は、平成12年9月7日から実施します。

附 則（平成12年11月1日東相制第00-166号及び西相制第109号）

この改正規定は、平成12年11月1日から実施します。

附 則（平成12年12月8日東相制第00-158号及び西相制第103号）

この改正規定は、平成12年12月8日から実施します。

附 則（平成12年12月20日東相制第00-202号及び西相制第146号）

この改正規定は、平成12年12月20日から実施します。

附 則（平成13年2月1日東相制第00-239号及び西相制第162号）

この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

附 則（平成13年4月4日東相制第00-329号及び西相制第222号）

この改正規定は、平成13年4月4日から実施します。

附 則（平成13年9月11日東相制第01-122号及び西相制第110号）

この改正規定は、平成13年9月11日から実施します。

附 則（平成14年7月31日東相制第02-85号及び西相制第72号）

この改正規定は、平成14年7月31日から実施します。

附 則（平成14年10月1日東相制第02-108号及び西相制第92号）

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則（平成15年2月20日東相制第02-186号及び西相制第172号）

この改正規定は、平成15年2月20日から実施します。

附 則（平成 16 年 10 月 15 日東経企営第 04-173 号及び平成 16 年 10 月 19 日西相制第 127 号）
この改正規定は、平成 16 年 10 月 26 日から実施します。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日東経企営第 07-24 号及び平成 19 年 5 月 22 日西相制第 22 号）
この改正規定は、平成 19 年 6 月 1 日から実施します。

附 則（平成 21 年 1 月 21 日東相制第 08-130 号及び西相制第 152 号）
この改正規定は、平成 21 年 1 月 22 日から実施します。

附 則（平成 22 年 11 月 5 日西相制第 86 号）
この改正規定は、平成 22 年 11 月 5 日から実施します。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日東相制第 10-7115 号）
この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日東相制第 13-139 号及び西設相制第 170 号）
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日東相制第 13-137 号及び西設相制第 171 号）
この改正規定は、平成 26 年 4 月 9 日から実施します。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日東相制第 14-137 号及び西設相制第 10164 号）
この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施します。

附 則（平成 30 年 4 月 13 日東相制第 18-00004 号及び平成 30 年 4 月 11 日西設相制第 000002 号）
この改正規定は、平成 30 年 4 月 13 日から実施します。

附 則（平成 31 年 3 月 7 日東相制第 18-00104 号及び平成 31 年 3 月 8 日西設相制第 000181 号）
この改正規定は、平成 31 年 3 月 8 日から実施します。

附 則（令和元年 9 月 12 日東相制第 19-00054 号）
この改正規定は、令和元年 9 月 13 日から実施します。

附 則（令和元年 12 月 11 日東相制第 19-00084 号）
この改正規定は、令和元年 12 月 12 日から実施します。

附 則（令和 2 年 2 月 5 日東相制第 19-00104 号及び西設相制第 000163 号）
この改正規定は、令和 2 年 2 月 5 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（令和 2 年 10 月 28 日東相制第 20-00040 号及び西設相制第 000119 号）
この改正規定は、令和 2 年 10 月 30 日から実施します。

附 則（令和 2 年 12 月 14 日西設相制第 000139 号）
この改正規定は、令和 2 年 12 月 14 日から実施します。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日東相制第 20-00087 号）
この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日東相制第 21-00016 号及び西設相制第 000044 号）
この改正規定は、令和 3 年 6 月 2 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

附 則（令和 5 年 7 月 31 日東相制第 000200000080 号及び相制第 155500000076 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 5 年 6 月 16 日に遡って実施します。

（IP 通信網県間区間伝送機能に係る経過措置）

2 協定事業者が令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 15 日までの間に料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2-3（IP 通信網県間区間伝送機能）第 5 欄（IPoE 方式により接続を行う場合に限り）及び第 6 欄の機能並びに 2-4（IP 通信網県間区間管理機能）（IPoE 方式により接続を行う場合に当該機能を適用するときに限り）を利用した場合に適用する料金は、第 15 条の 2（定額制の網使用料の支払い義務）第 1 項の規定にかかわらず、2-3 第 5 欄若しくは第 6 欄イ欄又は 2-4 に規定する料金額にそれぞれ 2 分の 1 を乗じて得た額とします。ただし、当該事業者が令和 5 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間に当社との接続を終了する場合は、なお従前のおり取り扱うものとします。

（違約金の適用に係る措置）

3 協定事業者が、2-3（IP 通信網県間区間伝送機能）第 6 欄イ（イ）欄の利用を開始した日から接続を終了する日までの期間が 5 年未満の場合であって、令和 5 年 6 月 15 日までに当社との接続を終了するときに適用する違約金は、なお従前のおりとし、

附 則（令和 7 年 3 月 27 日東相制第 000200000581 号及び令和 7 年 3 月 28 日相制第 155500000509 号）

（実施時期）

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施し、料金表第 1 表（接続料金）第 3（その他の費用）2（その他の費用の額）第 2 欄については、令和 7 年 1 月 1 日に遡及して適用することとします

附 則（令和 7 年 6 月 16 日東相制第 000200000648 号及び令和 7 年 6 月 16 日相制第 155500000576 号）

（実施時期）

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 8 年 3 月 30 日東相制第 000200000846 号及び令和 8 年 3 月 27 日相制第 155500000822 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この任意約款の改正規定の実施の際現に締結している接続協定については、令和 8 年 4 月 1 日時点の接続約款の規定にかかわらず、この任意約款の改正規定実施の日から任意協定の変更協定を締結するまでの間、本改正規定に基づいて締結しているものとみなします。